

令和4年6月

町内会・自治会（以下、町内会等）は、法人格を持たない任意団体のため、その団体名義では不動産登記ができませんでした。そのため、町内会で所有する集会所などの不動産は、町内会役員などの個人名義で登記されていることが多く、登記名義人が亡くなった場合等に財産上のトラブルになることがありました。

そこで、これらのトラブルを回避するため、平成3年4月に地方自治法が改正され、「地縁による団体」として市長の認可を受けること（認可地縁団体になること）により、法人格を取得し、町内会名義で不動産登記ができるようになりました。

また、令和3年5月に地方自治法の一部改正により、地域的な共同活動を円滑に行うために認可の目的について見直され、不動産等の保有の有無にかかわらず法人化できるようになりました。

1 地縁による団体とは

一定区域に住所を有する者の地縁（つながり）に基づいて形成された団体（町内会等）で、年齢・性別等を問わず区域に住所を有することのみを会員資格としている団体です。

＊認可対象とならない団体…住所要件以外に要件が必要なもの【例：老人会（年齢）、婦人会（性別）】

2 法人化のメリット

町内会名義（〇〇〇町内会）で不動産（土地・建物）の登記ができることにより、町内会資産のトラブルを防止でき、活動しやすくなります。

3 法人化による変更点と注意点

（１）会員は、世帯ではなく、**住民個人**になります。（認可申請時に、「構成員名簿」が必要）

（２）総会は、原則、世帯単位ではなく、会員＝個人単位で表決を行う必要があります。

ただし、重要事項（規約変更、解散等）を除き、通常事項（予算・決算等）は、規約において表決権は世帯単位と定めることにより、従来どおり世帯単位での表決が可能です。

＊実際には、総会会場の問題もありますので、委任状または書面表決により、票を集約することとなります。

（３）規約に定める目的の範囲内で、権利を有し義務を負います。

法人として、対外的に活動目的等を明らかにし、規約等に基づく管理運営が必要です。

また、法人に関する届出、税の申告が必要になります。

（４）代表者等に変更があった場合には市へ届出が、規約を変更する場合には市の認可が必要です。

（５）毎年、総会を開催することが必須となり、また、構成員名簿を備え付ける必要があります。

（６）法人化後も自主的に活動する住民組織のままで、市の指導・監督を受けることはありませんので、市との関係や活動は基本的に従来と変わりません。

4 認可要件

（１）目的が地域的な共同活動を行うことで、現に活動していること

（２）区域が住民にとって客観的で明確であること

（３）区域内のすべての個人が構成員になることができ、相当数が現に構成員であること

（４）地方自治法の規定を満たした規約に、以下の項目を定めていること

①目的、②名称、③区域、④主たる事務所の所在地、⑤構成員の資格、⑥代表者、⑦会議 ⑧資産 に関すること

5 認可申請の手続き（概要）

※認可申請に係る手数料は不要です。

※必ず、事前相談をお願いします。

	町内会・自治会	加古川市
相談	①事前相談 (会長ほか役員)	①制度概要や申請手続きのご説明
方針決定	②役員会等で法人化推進を決定 (まとめ役、作業スケジュール等)	
書類作成	③申請書類の作成 (規約、構成員名簿ほか)	※規約（区域含む）は、随時、市と協議し不備がないよう調整をお願いします。
会員周知	④会員への周知 規約に基づいた運営（会員の定義変更や総会での権利行使方法等）、構成員名簿の作成について、住民の方へ周知が必要です。	
点検	⑤市へ申請書類の事前点検の依頼 (総会へ諮る前)	⑤市による申請書類の点検 ※総会へ諮る前に、認可要件を満たしているか事前点検させていただきます。
総会	⑥総会での意思決定 規約の承認、代表者の決定、構成員の確定	
申請・審査	⑦申請書類の提出 ア. 規約 イ. 総会議事録 ウ. 構成員名簿 エ. 事業（活動）報告書 オ. 代表者の証明書	⑧市による審査
認可	⑨認可通知書の受領	⑨市による認可・告示 (地縁団体台帳の整備) ⇒法人化完了です。
証明		⑩証明書の発行開始
	認可後 市へ代表者等変更届、規約変更認可申請	認可後 告示変更、規約変更認可

※規約等の必要書類の作成のほか、法人化による運営上の変更点などを住民へ周知する期間も含めて、最終的には総会での承認が必要になることから、概ね1年をかけて準備していくことになります。

〇お問合せ

加古川市 市民活動推進課 地域コミュニティ係
〒675-0065 加古川市加古川町篠原町 21 番地の 8
(カピル 21 ビル 5 階)
電 話 079-427-9195 Fax 079-441-7161
E-mail kyodo@city.kakogawa.hyogo.jp